

2019年12月9日

E S G情報を含む任意の開示資料のご提供のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、中長期的な視点で企業価値を評価する際に、事業活動の持続可能性（サステナビリティ）に関する課題への対応状況が、幅広い機関投資家に注目される所となり、また、上場会社等の皆様においても、株主を含むステークホルダーへの説明責任を発揮する観点から、E S G（環境、社会、ガバナンス）の要素を含む情報の積極的な開示の取組が進められているところです。

こうした環境変化を踏まえ、日本取引所グループといたしましても、サステナブル・ストック・エクスチェンジ・イニシアチブが策定した「E S G情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」を本年6月に翻訳・公表したほか、国内外の関連諸団体と連携して各種のセミナーを開催させていただくなど、上場会社等の皆様によるE S Gの要素を含む情報の発信に関する支援・環境整備に努めてまいりました。

このたび、当取引所では、適時開示情報やコーポレート・ガバナンスに関する情報を一括して閲覧できる日本取引所グループ・ウェブサイトの「東証上場会社情報サービス」におきまして、E S Gの要素を含む任意の開示資料（以下「E S Gに関する報告書」とします。）を新たに掲載対象に加えるとともに、報道機関・情報ベンダーにも配信するためのシステム対応を行うことといたしました。

これにより、上場会社等の皆様の決算情報、コーポレートアクション等の適時開示情報、規約、運用体制等に関する報告書その他の情報とあわせて、E S Gに関する報告書が閲覧可能となり、国内外の投資家が、中長期的な視点で投資対象銘柄の選別及び企業価値の評価に必要な情報が、ワンストップで入手できる環境が整備されることとなります。さらに、報道機関・情報ベンダーを通じて情報がプッシュ型で配信されることによって、これまで以上に広範なステークホルダーに情報が伝達されることが期待されます。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、上記の趣旨をお汲み取りいただき、各社でご作成のE S G情報に関する報告書につきまして、当取引所へ提供いただきますようお願いいたします（ご提供方法の詳細につきましては、別紙資料をご参照ください）。

敬 具

【別紙資料】

- 別紙1：E S G情報に関する報告書の登録方法について
- 別紙2：E S G情報に関する報告書の登録に関するFAQ

ESG情報に関する報告書の登録方法について

【登録の受付開始】

2019年12月23日(月)から

※ 登録された内容の公開は、公表日として指定された日から行います。

【登録方法】

- (1) TDnetオンライン登録サイトの「PR情報／英文資料／ESG報告書を提出する」メニューをご選択ください。日本語資料を登録する場合は「ESG情報に関する報告書」の提出ボタン、英語資料を登録する場合は「ESG情報に関する報告書(英語)」の提出ボタンをそれぞれご選択ください。

The screenshot shows the TDnet online registration site. The navigation bar includes 'ホーム', '適時開示資料を作成・提出する', 'PR情報/英文資料/ESG報告書を提出する' (highlighted with a red box), '縦覧書類を作成・提出する', '開示資料等を訂正する', and '各種設定'. Below the navigation bar, there is a table with the following content:

分類	資料名	提出画面
PR情報	PR情報	提出
英文資料	英文資料	提出
ESG報告書	ESG情報に関する報告書	提出
ESG報告書(英語)	ESG情報に関する報告書(英語)	提出

- (2) 提出画面では、開示日時を「公表日」で指定します(指定した「公表日」の0時に公表されます。)。翌日以降1か月先の日付まで指定できます。

※一度提出すると取戻しができません。提出後、公表予定日前に修正が必要になった場合は当社担当者までご連絡ください。

The screenshot shows the submission form for ESG reports. The form includes the following fields:

- 入力 (Input) button
- 確認・プレビュー (Confirmation/Preview) button
- 完了(受付票) (Completed/Receipt) button
- PR情報/英文資料/ESG報告書を提出する (Submit ESG Report)
- 分類 (Category): ESG情報に関する報告書
- 会社コード (Company Code): [Redacted]
- 会社名 (Company Name): [Redacted]
- 表題 (Title): TEST
- 公表日 (Publication Date): 2019年12月06日 (highlighted with a red box)
- 主担当者 (Responsible Person): [Dropdown menu]

※必須入力項目が未入力でも「一時保存」は可能です。
※公表日は提出日の翌日以降の日付を入力してください。

(3) 「ESG情報に関する報告書」の提出画面では、「ESG情報に関する報告書」の公開項目をご選択ください。

【「ESG情報に関する報告書」の公開項目選択画面】

The screenshot shows a web interface titled "公開項目選択" (Public Disclosure Selection). Below the title is the instruction: "提出する開示資料が該当する公開項目を選択してください。" (Please select the public disclosure item corresponding to the disclosure material to be submitted). There are two tabs: "投資法人" (Investment Corporation) and "資産運用会社等" (Asset Management Company, etc.). Under the "投資法人" tab, there is a checked radio button for "ESG情報に関する報告書" (ESG Information Report). Below this, there is a list of public disclosure items. The first item is "[ESG情報に関する報告書]" (ESG Information Report), which is highlighted in blue. The second item is "ESG情報に関する報告書" (ESG Information Report), which has an unchecked radio button.

「ESG情報に関する報告書（英語）」の提出画面では、「英文資料（ESG情報に関する報告書）」の公開項目をご選択ください。

【「ESG情報に関する報告書（英語）」の公開項目選択画面】

The screenshot shows a web interface titled "公開項目選択" (Public Disclosure Selection). Below the title is the instruction: "提出する開示資料が該当する公開項目を選択してください。" (Please select the public disclosure item corresponding to the disclosure material to be submitted). There are two tabs: "投資法人" (Investment Corporation) and "資産運用会社等" (Asset Management Company, etc.). Under the "投資法人" tab, there is a checked radio button for "ESG情報に関する報告書(英語)" (ESG Information Report (English)). Below this, there is a list of public disclosure items. The first item is "[ESG情報に関する報告書 (英語)]" (ESG Information Report (English)), which is highlighted in blue. The second item is "英文資料 (ESG情報に関する報告書)" (English Material (ESG Information Report)), which has an unchecked radio button.

(4) 提出された内容は、指定した公表日（午前0時）に、報道機関・情報ベンダーへの配信及び「上場会社DBS¹」への掲載を行うほか、同日（午前1時頃）に日本取引所グループウェブサイトの「東証上場会社情報サービス²」に掲載します。また、「ESG情報に関する報告書（英語）」については、「Company Announcements Service³」にも掲載します。

以上

¹ 日本国内金融商品取引所の全上場会社の過去5年間分の開示資料等を検索・閲覧できるサービスです。T D n e t オンライン登録サイトの「関連リンク」内に掲載しています。

² <https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>
個社別の「上場会社詳細（基本情報）」ページの「その他」欄に5年間分掲載されます。

³ <https://www.jpx.co.jp/english/listing/disclosure/index.html>
各社の英文資料をリアルタイムで閲覧できるサービスです。過去31日分の英文資料が閲覧可能です。

ESG情報に関する報告書の登録に関するFAQ

<目次>

- Q1. 「ESG情報に関する報告書」として提出可能な書類はどのような書類ですか。
- Q2. ESGレポート等を作成し、自らのウェブサイトで公表している場合、TDnetによる提出も必須ですか。
- Q3. 「ESG情報に関する報告書」の提出は、自らのウェブサイトに掲載するタイミングと同時に行う必要がありますか。
- Q4. 直近、又は、過去に自らのウェブサイトで公表しているESGレポート等を「ESG情報に関する報告書」として提出し掲載することは可能ですか。
- Q5. PDF以外のファイルを登録することは可能ですか。
- Q6. 提出するPDFファイルの容量上限を教えてください。
- Q7. 既にTDnetで公表された報告書を訂正する場合はどうすればよいですか。

Q 1. 「ESG情報に関する報告書」として提出可能な書類はどのような書類ですか。

A 1.

ESGが示す、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に関する情報が記載されたESGレポート等を想定していますが、名称はこれに限られるものではなく、同様の趣旨の報告書であればTDnetにご登録いただくことが可能です。

Q 2. ESGレポート等を作成し、自らのウェブサイトで公表している場合、TDnetによる提出も必須ですか。

A 2.

開示義務はなく「任意」ですが、投資者を含めたステークホルダー向けに、ESG情報に関する報告書を作成している場合には、幅広く投資者への情報提供を行う観点から、積極的にTDnetをご活用ください。

Q 3. 「ESG情報に関する報告書」の提出は、自らのウェブサイトに掲載するタイミングと同時に行う必要がありますか。

A 3.

必ずしも同時に行う必要はありませんが、投資者の利便性の観点から、同時に掲載することが望ましいと考えられます。

Q 4. 直近、又は、過去に自らのウェブサイトで公表しているESGレポート等を「ESG情報に関する報告書」として提出し掲載することは可能ですか。

A 4.

可能です。過去に公表されたものであることを分かりやすくするため、TDnetに登録する「表題」に対象年次を入れる等の対応が考えられます。

Q 5. PDF以外のファイルを登録することは可能ですか。

A 5.

恐れ入りますが、PDF以外のファイルを登録することはできません。PDFにご変換いただきご登録をお願いいたします。

Q 6. 提出するPDFファイルの容量上限を教えてください。

A 6.

一度に提出可能なPDFファイルの容量は20MBまでです。20MBを超える場合、ファイルを分割してご提出ください。

Q 7. 既にTDnetで公表された報告書を訂正する場合はどうすればよいですか。

A 7.

公表後に訂正する場合は、訂正後の報告書をあらためてご登録いただくか、正誤表をご登録ください。

なお、訂正版をあらためて登録する場合は、TDnet上の表題に、訂正版であることが分かるような記載（例：(訂正) ESGレポート2019年）をお願いします。

以 上